

平成26年8月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成26年8月27日（水曜日）

平成26年8月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成26年8月27日(水曜日) 午前9時～午前11時

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 巳
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 事務局主幹 川田原 司
 支所産業グループ長 川田原 孝二

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成26年8月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は18名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、1番の徳留委員と2番の有川委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の下園氏と川田原氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は5件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは2ページです。議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第1号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連しまして、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 初めての議案でしたけれど、申請地は横別府の松之迫という集落です。字明寺丸尾〇〇番〇は、松之迫集落の北側にありまして、舗装道路に面した細長い畑です。図面上では1枚になっておりますけれども、これは上下二段に分かれておりまして、上の方の角地には大工の切り込み用の場所が作っております。下段の方は牧草が植えられていて今は耕運がしてあります。それから、6ページの字松之迫枝迫頭〇〇〇番〇は、松之迫の公民館から南側の方に水田地区が広がっておりますけれども、その南端で普通水稻が作付されております。調査の意見ですけれども、譲受人と譲渡人は年齢をみたら親子かと思いましたが、兄弟であります。お兄さんから弟さんに譲り渡すということでありまして、以前から譲受人が耕作しておりますので、特に問題はないと思われまして、以上です。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第1号受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは7ページをご覧くださいと思います。

(議案第1号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

13番： 13番、野村です。

議長： 13番、野村委員。

13番： 現地の状況から説明させていただきます。8ページの字図がありますが、真ん中に国道269号線の、上の方が大根占に行くかたちになりますが、申請地は今市になります。国道269号線から右手側に入りますと〇〇〇〇〇〇があります。そこに入った所に十字路がありまして、〇〇花卉ハウスの前になります。調査した日には、早期米が植えられておりまして、刈取り前の状態でありました。本人に聞きますと、裏作として、牛を飼っておられますので飼料作物の作付を予定されております。調査の意見であります。申請地は譲受人の自宅の近くにありまして、譲受人が20年以上耕作されています。譲渡人は県外に在住しておりますので、故郷の家屋は解体され更地の状態であります。根占に帰ってきて耕作する意思はないと考えられます。譲受人は畜産を主としておりまして、農作の日数、また下限面積等も超えておりまして、今後、譲受地を効率的に利用すると認められると考えられます。

議長： ありがとうございました。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第1号受付番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは9ページをご覧くださいと思います。

(議案第1号 受付番号3番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

2番： 2番、有川です。

議長： 2番、有川委員。

2番： 現地の状況でございますが、当該農地は10ページの字図にありますように、国道269号線の近くでございますけれども、舟木集落と苧集落の中間点に位置する場所でございます。海側の方でございますけれども、面積的には145㎡ということで、地目は田でございます。最近まで早期水稲が作付されていましたが、収穫され休耕地となっております。

意見といたしましては、譲渡人につきましては、十年程前に換地等を行った場所でございますけれども、登記上、錯誤的な部分があったということで、譲受人がずっと管理をされている場所でございます。譲受人は永年耕作されておりましたけれども、高齢のため公務員の長男の〇〇氏が休日等を利用して耕作して、一部については相対で貸付を行っていらっしゃるようでございます。農地の維持管理について、今後、退職を機に農地の耕作に務められるということでございますので、問題はないと考えます。以上でございます。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号受付番号3番について、許可

することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号受付番号3番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第1号受付番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは11ページをご覧いただきたいと思います。

(議案第1号 受付番号4番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

12番： 12番、溝田です。

議 長： 12番、溝田委員。

12番： 8月20日に譲受人と現地調査を実施いたしました。現地は川北の町営建部団地の南側の畑で、南北に走る町道から東側に入ったところの畑です。12ページの字図にありますとおり、申請地の周りは東側、北側、西側が本人の畑で、すぐ下に自宅があります。南側には小さい農道があって、畑と墓地の跡があります。今は草払いがされて、耕運すればすぐに使えるという状態の南側の日当たりの良い畑です。譲渡人が92歳と高齢で耕作の意思がなく、譲受人も85歳で高齢ですが、大変元気な方で、農地取得後にキウイフルーツ等を作付されるということです。周囲に迷惑をかけるようなことは考えられず、本申請は妥当かと思えます。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号受付番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号受付番号4番は許可すること

に決定いたします。

議 長： 次に議案第1号受付番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは13ページをご覧いただきたいと思います。

(議案第1号 受付番号5番議案書をもとに朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19番： 19番、溝端です。

議 長： 19番、溝端委員。

19番： 8月19日に譲受人と現地を調査しました。申請地は西方自治会の公民館の手前より右下に100m位下りた区画整理のされた場所で、現在は早期水稻の刈り入れが終わった状態でありました。

この田は、譲受人が25年程前から耕作されております。譲渡人も同じ自治会ではありますが、現在は町外に居住されておまして、今後、故郷に帰って農業をする予定もないということで、双方の話し合いによりまして、今回の運びとなったようです。譲受人は99歳という高齢ではありますが、まだまだ元気な方であり、十年前までは自分で耕運機も使うというようなこともあったようですが、子供さん達の反対によりそれは止めて人に頼んでいるというような状態であります。この他にも水稻等を作付されております。大変、元気な方でございます。今回の申請は高齢ということもありますが、なんら問題はないものと思われまます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号受付番号5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号受付番号5番は許可することに決定いたします。

議 長： それでは、次に議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、15 ページの議案第 2 号の議案書をご覧ください。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。受付番号 1 番の議案書をもとに説明します。

(議案第 2 号 受付番号 1 番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： 10 番、愛甲です。

議 長： 10 番、愛甲委員。

10 番： 社会福祉法人「〇〇〇」の許可申請等による現地調査の報告についてです。8 月 20 日、10 時より行いました。現地の状況は、既存の障害者支援施設である「〇〇〇〇〇〇〇〇」は、現在、錦江町田代にあり、築 32 年を超え老朽化が目立ち、耐震・居住面積が現行基準を満たしていない現状であり、山間部でもあり、土砂災害区域に隣接しているため、早急な移転が必要であるとのことでした。調査の意見としまして、転用する農地は広域農道を 100m 位入った所で、道路に 3 面囲まれ、農地の集団性を壊さないところでした。更地になっています。〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所有であり、社会福祉事業のため、障害者施設及び運動場に転用するには、なんら問題はないと思われま

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
事務局、地区担当委員の説明について、質疑のある方は挙手を願います。

7 番： 7 番、半田です。

議 長： 7 番、半田委員。

7 番： ここに第 1 種農地とあり、収用法対象事業とありますが、許可申請基準にあえば第 1 種農地でも許可できるのですか。

事務局： ただ今の質問で、ここは第 1 種農地になりますが、第 1 種農地で許可できる要件ということで収用法対象事業の中に入っていればいいというのがあります。社会福祉事業というのが、収用法の対象事業に入っておりますので、今回許可できる要件になります。収用法の対象事業が 20 事業程ありますが、他には水道や下水道、消防など、そういうのに関係して転用するものは、収用法対象事業ということになっております。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第2号受付番号1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第3号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をもとめます。

事務局： それでは、26ページの議案第3号の議案書をご覧ください。
議案第3号については2件です。受付番号1番の議案書をもとに説明します。

(議案第3号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の報告をもとめます。

6番： 6番、横原です。

議長： 6番、横原委員。

6番： 慣れないものですから、不備な点があると思いますが、よろしく願いいたします。
現地調査の結果、字永山は大中尾から辺塚の方に行く県道沿いでありまして、現在、耕作放棄された状態で、雑草が生えた状態でございます。調査の意見としまして、長年耕作放棄がされ、耕作される見込みもないので、今後どのように使うか、また今回される太陽光発電の会社も書類等も揃っており、問題ないと思います。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。
ご意見等はありませんか。

5番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5番： 私も太陽光には興味があるのですが、聞きたいのは、ここは集団で造成されたように見えるのですが、何時頃そうされたのか。それと、第1種農地とは何でしょうか。

事務局： この土地につきましては、本人が個人で開拓をされたということで、事業的には何も入っておりませんので、1種農地にはなりません。1種農地は土地改良等の事業が入った農地や農地の広がりがある農地になります。農地の広がり的にも10ヘクタール以上ありませんので、2種農地ということになります。農振につきましても道路から上が農振で、この下は入っておりませんので、真中の農振除外にはなりませんので、除外もできるという案件でございます。

5 番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5 番： 個人で造成されたと言われますが、個人でされたようには見えないのですが。

事務局： ここは字図でみると耕地整備をしたような綺麗な四角になっているのですが、昔、開拓団が入って、綺麗な土地の分け方をされているのですが、大中尾はそういう形でされているので、地籍が終わったような形で見られるのではないかと思います。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 私達が若いころに畜産をするために、造成されたことは聞いているのですが、第1種農地のように思うのですが、周りの状況はどうなっているのですか。

6 番： 6番、横原です。

議長： 6番、横原委員。

6 番： 周辺農地につきましても耕作放棄がされた土地になっています。

議長： 32ページの図面を見てください。申請地が濃く囲んでありますが、辺塚に行く登り坂の所です。その左側です。交差点が少し下側になると思うのですが、交差点を辺塚に上がる中間にあります。ですから、山が迫っているところです。全体的に県道の所まで耕作放棄地になっている状況です。

5 番： 5番、田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

5 番： 私はこれに反対ということではないですが、おそらく太陽光発電については、色々検討されている部分があるでしょうし、これからも出てくるだろうと思います。あそこが出来て、ここが出来ないということが出てきそうな気がしますから、関係法令等、良く

検討する必要があるのではないかと考えています。

6 番： 6 番、横原です。

議 長： 6 番、横原委員。

6 番： 太陽光に関してですが、我々は農地を守らないといけないわけですが、その中で借地料が年間に〇〇万円、〇〇万円とか、買上で10a 当り〇〇〇万円とか、上がってきているわけですが、このようなことを太陽光の会社がやったら、農家等が借りる時、借りなくなったりすると思いますが、こういうところはどうにかできないものかと思っています。

議 長： 今、言われるとおりです。根占地区においても佐多地区においても、全県下、全国的にだと思っています。農家から、このことに対する意見はでていませんが、特別な枠としてこのことは考えているのかなと思っています。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第3号受付番号1番は、承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第3号受付番号2番を議題といたします。事務局の説明をもとめます。

事務局： それでは、34ページの議案第3号受付番号2番の議案書をご覧ください。

(議案第3号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員の報告をもとめます。

6 番： 6 番、横原です。

議 長： 6 番、横原委員。

6 番： 宇木揃は、大中尾町営住宅前の県道を挟んで、その前にありまして、十年以上の耕作放棄をされ、原野化、竹林化しておりました。調査の意見としまして、長年耕作放棄がなされ、今後耕作される見込みもなく、振興地域の端にあります。以上です。

議 長： ただ今、事務局、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。

ご意見等はありませんか。

5 番： 5 番、田淵です。

議 長： 5 番、田淵委員。

5 番： 申請地の周りは、区画がされているようですが、申請地は荒地でしょうが、この周り
はどんなかんじですか。

6 番： 6 番、横原です。

議 長： 6 番、横原委員。

6 番： 耕作が放棄されており、既に原野化、竹林化したところでは。

5 番： 5 番、田淵です。

議 長： 5 番、田淵委員。

5 番： この事業計画を見ると、許可後 2 1 年間となっているのですが、どこの会社がし
てもこういった形だろうと思います。問題は、その後どうなるのかということが不安な
んですが、ほったらかしにされると困るので、そのあたりは申請の時に言えないのでし
ょうか。

議 長： 私達がそういうことに関与できないというところもありますけれど、2 0 年後に申請
者がおられるのかということも疑問です。おそらく、この申請者もいない年齢ですので、
子供さん方へ責任がいくのかなと思います。生前に契約の中にはっきり記入してもらわ
ないといけないだろうと思います。子供達に負の遺産を残す可能性もありますので。

1 4 番： 1 4 番、武田です。

議 長： 1 4 番、武田委員。

1 4 番： 農振担当は経済課かもしれませんが、農振の見直しは何年毎ですか。農振の全体的な
地域の見直しというのを、5 年に 1 回とかでなく、ある程度、太陽光を推進するのであ
れば、3 年に 1 回とか、町独自の見直しはできないのか、そのあたりはどんなものです
か。

事務局： 経済課の農振の担当になりますが、一応、決まり的には 5 年に 1 回見直すというの
がありますので、その間は部分見直しということになりますので、既に見直しをしてから
2 年になりますので、あと 3 年後にそういう形にもっていければと思います。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号受付番号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第3号受付番号2番は、承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議長： 次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は2件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは41ページの議案第4号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は2件です。議案書をもとに説明いたします。

(議案第4号 受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告をもとめます。

6番： 6番、横原です。

議長： 6番、横原委員。

6番： 先程の農振除外の所になります。字永山は現在、耕作放棄地でありまして、周辺農地に関しましても雑草が生え、山林化した一帯でございます。調査の意見として、譲受人は太陽光発電をすると、関係書類も揃っているようです。

事務局： 1の申請地の造成計画の内容ということで、現状のままで利用とありましたが、ここで現地調査に行った時に、この現地は5枚程度に分かれた段差のある田でした。これで、現状のままするのか聞いたところ、2枚位に分けるということで、図面にありますように2区画に分けるということで、1m程度の切り盛りで施工されるのではないかと考えております。

議長： これより質疑にはいります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第4号受付番号1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に、議案第4号受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは49ページの議案第4号受付番号2番の議案書をご覧ください。

(議案第4号 受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告をもとめます。

6 番： 6番、横原です。

議 長： 6番、横原委員。

6 番： 字木揃は十年以上耕作が放棄され、原野化しており、周辺農地に関しましても竹林化した状態であります。調査の意見といたしまして、譲受人は太陽光発電を目的とした会社であり、関係書類等もあることから問題ないと思います。以上です。

14番： 14番、武田です。

議 長： 14番、武田委員。

14番： 素朴な質問ですが、1号は所有権移転、2号は賃貸借、そのあたりの違いは何か解りますか。

事務局： この案件は2件同時に持ってこられましたので、中味が所有権移転と21年の賃貸借と違うということで聞きましたところ、本人達が会社との契約上、それぞれそういう契約にしたいということだったようであります。

議 長： これより質疑にはいりません。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願ひます。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号受付番号2番について、許可

することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第4号受付番号2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、56ページの議案第5号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第5号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第5号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第5号は計画のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了しました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について

議長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成26年8月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員